

<見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金>
令和6年度予算案：9百万円（9百万円）

事業概要

【目的】

要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供等を行い、地域における見守りの担い手となっているNPO法人等に対して、広域的に 運営支援、物資支援等を行う民間団体（以下「広域ネットワーク団体」という。）が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

【事業内容】

以下の①及び②の事業を行う。

- ① 地域における見守り体制を強化することを目的として、加盟又は支援している民間団体等や、他の全国組織団体において実施されている取組を調査・研究する。
- ② ①により把握した取組の好事例を加盟又は支援している民間団体等に紹介し、必要に応じて、その取組を実践しようとする民間団体等に対し助言等を行う。

【実施主体】

以下の(1)及び(2)を満たす民間団体

- (1) こども宅食等を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の活動を行う団体であり、原則として、これらのこども宅食等に対する支援活動、子育て支援に関する周知・啓発活動、要支援児童等及びその家族への支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有すること。
- (2) 全国規模又は複数の都道府県にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であり、原則として次のいずれかに該当していること。
 - ① 複数の都道府県において、現にこども宅食等を実施する事業者等に対する支援活動を行っていること。
 - ② 各都道府県においてこども宅食等を実施している団体（以下「民間団体等」という。）が20団体以上加盟し、かつ、加盟する民間団体等の活動範囲が5以上の都道府県にまたがっている団体（以下「全国組織団体」という。）であること。

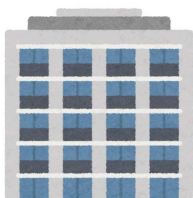
【補助基準額】

1団体当たり2,334千円

【補助率】

定額

こども家庭庁



民間団体等による事業の周知・啓発、好事例の収集等の取組へ財政支援（公募）



こども宅食等を広域で実施、
または活動を支援している団体

支援等している民間団体等から好事例を収集、研究し、その結果を団体に周知・啓発



こども宅食等を運営する事業者

